

社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付事業
平成29年度 就職準備金貸付 募集要項

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

1 事業の目的

この事業は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保、保育士の離職防止を図ることを目的に実施するものです。

2 貸付対象者

平成28年10月11日以降に下記の施設又は事業所（以下※「保育所等」という）に保育士として週20時間以上勤務される方で次の要件のいずれも該当する方

- (1) 保育士登録後、1年以上経過した方又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した方。
- (2) 次の①から⑤までの施設又は事業を離職後1年以上経過した又は勤務経験のない方。
 - ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (3) 山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う者

※保育所等とは

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

- キ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定ことも園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業

3 貸付額・貸付の内容

貸付額は、200,000円以内（無利子）です。なお、貸付けに当たっては、1人1回限りとします。なお、就職する際に必要な以下に要する費用として貸付けます。

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用

4 貸付の申込方法

就職準備金貸付の申請は保育所等の単位とします。次の書類を山口県福祉人材センターへ提出してください。なお、貸付の申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載してください。

- (1) 就職準備金貸付申請書（第3号様式）
- (2) 就職準備金の用途を明示したもの（様式3号様式①）
- (3) 保育所等から県社協への送付文書（第5号様式）
- (4) 誓約書（第6号様式）
- (5) 保育士登録証の写し、または、保育士登録が行われてからの期間が1年未満の場合には、保育士養成施設の卒業を証明する書類若しくは保育士試験合格通知書の写し
- (6) 保育士として週20時間以上の勤務をすることが確認できる書類（雇用契約書等）
- (7) 保育士登録後の職歴の申し立てに係るもの
- (8) その他、契約の相手方の選考に当たり会長が必要と認めるもの

5 貸付決定・貸付金の振込

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知

らせします。貸付決定後、口座振込申出書（第7号様式）を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は1回で振り込みます。

6 返還の免除

県内の保育所等において児童の保育所等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき、貸付金の返還が全額免除となります。

また、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、就職準備金を返還していただくことになります。

- (1) 支援資金の貸付を解除されたとき。
- (2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき。
- (3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとする。

なお、就職準備金貸付に係る借受けた期間は、借受に係る就職で業務に従事した期間（最長12ヶ月）とする。

8 募集期間

平成29年7月21日（金）から平成30年1月31日（水）まで
（ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。）

9 問い合わせ先・書類の提出先

事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、下記のとおりです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターのホームページに「保育士就職支援金貸付実施要綱」を掲載していますのでご確認のうえ、申請してください。

また、申請様式等はホームページよりダウンロードできます。

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
TEL：083-922-6200 FAX：083-922-6652
E-Mail：jinzai@yg-you-i-net.or.jp

山口県福祉人材センター

検索